

山梨県警察本部訓令第8号

山梨県警察職員の勤務時間等の特例に関する訓令及び山梨県警察の宿日直勤務に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月8日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

山梨県警察職員の勤務時間等の特例に関する訓令及び山梨県警察の宿日直勤務に関する訓令の一部を改正する訓令

(山梨県警察職員の勤務時間等の特例に関する訓令の一部改正)

第1条 山梨県警察職員の勤務時間等の特例に関する訓令（平成31年山梨県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「日勤制」の次に「、一部日勤制」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

(日勤制のうち宿直勤務に従事する職員及び一部日勤制の勤務に従事する職員の勤務時間の割振りの基準)

第6条 日勤制のうち宿直勤務に従事する職員及び一部日勤制の勤務に従事する職員の勤務時間の割振りの基準は、別表第3のとおりとする。

別表第1中 「 所属長が公務上特に必要と認めた職員

「 日勤制」を 「 宿直勤務に従事する職員（日勤制の職員を除く。）  
所属長が公務上特に必要と認めた職員

「 一部日勤制  
日勤制」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

特例勤務職員の勤務時間等	

	交替制	日勤制	一部日勤制	駐在制
勤務時間	1回の勤務に割り振る勤務時間を当番は15時間30分、日勤は7時間45分とし、3週間の勤務時間を116時間15分とする。	1 1回の勤務に割り振る勤務時間を7時間45分とし（宿直勤務に従事する職員は除く。）、4週間の勤務時間を155時間とする。 2 勤務時間は、4週間を超えない期間につき、1週間当たり38時間45分を超えてはならない。	1 週間の勤務時間を38時間45分とする。	1 1回の勤務に割り振る勤務時間を7時間45分とし、4週間の勤務時間を155時間とする。 2 4週間につき2回を限度とし、1回の勤務に割り振る勤務時間のうち、2時間を夜警らその他これに準ずる警察活動のため、当該勤務日の前日の午後6時から翌午前4時までの間に分割して割り振ることができる（ただし、週休日に割り振ることはできない。）。 3 勤務時間は、4週間を超えない期間につき、1週間当たり38時間45分を超えてはならない。
休憩時間	当番は8時間30分（ただし、始業の時刻が午後となるときは4時間を下回らないものとする。）、日勤は1時間とし、その割振りは、所属長が定める。	1時間とし、その割振りは、所属長が定める。ただし、1日の勤務時間が6時間未満となるときは、休憩時間を割り振らないことができる。	午後0時から午後1時までの1時間とする。ただし、1日の勤務時間が6時間未満となるときは、休憩時間を割り振らないことができる。	1時間とし、その割振りは、所属長が定める。ただし、1日の勤務時間が6時間未満となるときは、休憩時間を割り振らないことができる。
週休日	3週間につき6日とし、その割振りは、所属長が定める。	4週間につき8日（宿直勤務に従事する職員にあっては7日又は8日）とし、その割振りは、所属長が定める。	4週間につき7日又は8日とし、その割振りは、所属長が定める。	4週間につき8日とし、その割振りは、所属長が定める。
備	1 始業の時刻は	1 始業の時刻は		始業の時刻及び

考	<p>午前8時30分とし、終業の時刻は、日勤は勤務時間始業の日の午後5時15分、当番は始業の日の翌日の午前8時30分とする。</p> <p>2 所属長は、必要により、始業時刻及び終業時刻を変更することができる。</p> <p>3 勤務の割振りは、当番、非番及び日勤又は当番、非番及び週休日が繰り返される勤務を基準とする。</p>	<p>午前8時30分とし、終業の時刻は午後5時15分とする（宿直勤務に従事する職員は除く。）。</p> <p>2 所属長は、必要により、始業時刻及び終業時刻を変更することができる。ただし、宿直勤務に従事する職員の宿直勤務開始日及び宿直勤務終了日は、始業時刻及び終業時刻を変更することはできない。</p>	<p>終業の時刻は所属長が定める。</p>
---	--	---	-----------------------

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第6条関係）

日勤制のうち宿直勤務に従事する職員及び一部日勤制の勤務に従事する職員の勤務時間の割振りの基準

1 宿直勤務開始日及び宿直勤務終了日の勤務時間の割振り

(1) 宿直勤務終了日が勤務日（休日を除く。以下同じ。）の場合

8:30	12:00	13:00	17:15	21:00	7:30	8:30	11:30
勤務 (3:30)	休憩	勤務 (4:15)	勤務 (3:45) (宿直体制)	宿直勤務	勤務 (1:00) (宿直体制)	勤務 (3:00)	

(2) 宿直勤務開始日が週休日又は休日、宿直勤務終了日が勤務日の場合

8:30	17:15	21:00	7:30	8:30	11:30	
週休日又は休日			勤務 (3:45) (宿直体制)	宿直勤務	勤務 (1:00) (宿直体制)	勤務 (3:00)

(3) 宿直勤務終了日が週休日又は休日の場合

8:30	12:00	13:00	17:15	8:30
勤務 (3:30)	休憩	勤務 (4:15)	宿直勤務	週休日 又は休日

(4) 宿直勤務開始日及び宿直勤務終了日が週休日又は休日の場合

8:30	17:15	8:30
週休日又は休日	宿直勤務	週休日 又は休日

2 1 以外の勤務時間の割振り

8:30	12:00	13:00	17:15
勤務 (3:30)	休 憩	勤務 ( 4:15)	

(山梨県警察の宿日直勤務に関する訓令の一部改正)

第2条 山梨県警察の宿日直勤務に関する訓令（平成25年山梨県警察本部訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 宿直勤務

ア 宿直勤務終了日が勤務日（休日を除く。）の場合は、午後9時から翌日の午前7時30分までの間

イ 宿直勤務終了日が週休日又は休日の場合は、午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間

第8条中「午後10時」を「午後9時」に改める。

第9条中「午前又は午後」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

別紙（新旧対照表）

山梨県警察職員の勤務時間等の特例に関する訓令新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>（特例の勤務に従事する職員の勤務制） 第3条 特例の勤務に従事する職員（以下「特例勤務職員」という。）の勤務制は、交替制、日勤制、<u>一部日勤制</u>及び駐在制とする。</p> <p>第4条・第5条 略</p> <p><u>（日勤制のうち宿直勤務に従事する職員及び一部日勤制の勤務に従事する職員の勤務時間の割振りの基準）</u> 第6条 <u>日勤制のうち宿直勤務に従事する職員及び一部日勤制の勤務に従事する職員の勤務時間の割振りの基準は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p>附 則 略</p>	<p>（特例の勤務に従事する職員の勤務制） 第3条 特例の勤務に従事する職員（以下「特例勤務職員」という。）の勤務制は、交替制、日勤制_____及び駐在制とする。</p> <p>第4条・第5条 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>附 則 略</p>

別表第1（第4条関係）

特例勤務職員の範囲		勤務制	
警察本部	情報管理課	照会センター照会系の職員	交替制
	地域課	山岳警備安全対策隊及び航空隊の職員（隊長を除く。）	日勤制
	少年・女性安全対策課	人身安全対策第一係、人身安全対策第二係及び人身安全対策第三係の職員	交替制
	通信指令課	通信指令官並びに指令第一係、指令第二係及び指令第三係の職員	交替制
	捜査第一課	検視指導室の職員（室長を除く。）	日勤制
	鑑識課	機動鑑識班の職員	交替制
		現場係の職員	日勤制
	機動捜査隊	機動捜査第一係、機動捜査第二係及び機動捜査第三係の職員	交替制
	交通企画課	安全教育係の職員	日勤制
	運転免許課	免許第一係及び免許第二係の職員	日勤制
	交通機動隊	小隊の職員（小隊長を除く。）	日勤制
	高速道路交通警察隊	甲府分駐隊、増穂分駐隊及び大月分駐隊の職員	交替制
		<u>宿直勤務に従事する職員（日勤制の職員を除く。）</u>	<u>一部日勤制</u>
	所属長が公務上特に必要と認めた職員	日勤制	
警察署	警務課	留置管理係の職員（係長を除く。）	交替制
	留置管理課		
	地域課	署所在地の職員	日勤制
		交番（竜王交番の交番所長を除く。）、自動車警ら班、地域第一係、地域第二係及び地域第三係の職員	交替制
		警察官駐在所の職員	駐在制
	刑事第一課	甲府警察署及び南甲府警察署の鑑識係の職員のうち所属長が指定する職員	交替制
	<u>宿直勤務に従事する職員（日勤制の職員を除く。）</u>	<u>一部日勤制</u>	
	所属長が公務上特に必要と認めた職員	日勤制	

別表第1（第4条関係）

特例勤務職員の範囲		勤務制	
警察本部	情報管理課	照会センター照会系の職員	交替制
	地域課	山岳警備安全対策隊及び航空隊の職員（隊長を除く。）	日勤制
	少年・女性安全対策課	人身安全対策第一係、人身安全対策第二係及び人身安全対策第三係の職員	交替制
	通信指令課	通信指令官並びに指令第一係、指令第二係及び指令第三係の職員	交替制
	捜査第一課	検視指導室の職員（室長を除く。）	日勤制
	鑑識課	機動鑑識班の職員	交替制
		現場係の職員	日勤制
	機動捜査隊	機動捜査第一係、機動捜査第二係及び機動捜査第三係の職員	交替制
	交通企画課	安全教育係の職員	日勤制
	運転免許課	免許第一係及び免許第二係の職員	日勤制
	交通機動隊	小隊の職員（小隊長を除く。）	日勤制
	高速道路交通警察隊	甲府分駐隊、増穂分駐隊及び大月分駐隊の職員	交替制
		_____	_____
	所属長が公務上特に必要と認めた職員	日勤制	
警察署	警務課	留置管理係の職員（係長を除く。）	交替制
	留置管理課		
	地域課	署所在地の職員	日勤制
		交番（竜王交番の交番所長を除く。）、自動車警ら班、地域第一係、地域第二係及び地域第三係の職員	交替制
		警察官駐在所の職員	駐在制
	刑事第一課	甲府警察署及び南甲府警察署の鑑識係の職員のうち所属長が指定する職員	交替制
	_____	_____	
	所属長が公務上特に必要と認めた職員	日勤制	

別表第2（第5条関係）

特例勤務職員の勤務時間等			
	交替制	日勤制	一部日勤制
勤務時間	1回の勤務に割り振る勤務時間を当番は15時間30分、日勤は7時間45分とし、3週間の勤務時間を116時間15分とする。	1 1回の勤務に割り振る勤務時間を7時間45分とし（宿直勤務に従事する職員は除く）、4週間の勤務時間を155時間とする。 2 勤務時間は、4週間を超えない期間につき、1週間当たり38時間45分を超えてはならない。	1 週間の勤務時間を38時間45分とする。
休憩時間	当番は8時間30分（ただし、始業の時刻が午後となるときは4時間を下回らないものとする。）、日勤は1時間とし、その割振りは、所属長が定める。	1 時間とし、その割振りは、所属長が定める。ただし、1日の勤務時間が6時間未満となるときは、休憩時間を割り振らないことができる。	午後0時から午後1時までの1時間とする。ただし、1日の勤務時間が6時間未満となるときは、休憩時間を割り振らないことができる。
週休日	3週間につき6日とし、その割振りは、所属長が定める。	4週間につき8日（宿直勤務に従事する職員にあっては7日又は8日）とし、その割振りは、所属長が定める。	4週間につき7日又は8日とし、その割振りは、所属長が定める。
備考	1 始業の時刻は午前8時30分とし、終業の時刻は、日勤は勤務時間始業の日の午後5時15分、当番は始業の翌日の午前8時30分とする。 2 所属長は、必要により、始業時刻及び終業時刻を変更することができる。 3 勤務の割振りは、当番、非番及び日勤又は当番、非番及び週休日が続り返される勤務を基準とする。	1 始業の時刻は午前8時30分とし、終業の時刻は午後5時15分とする（宿直勤務に従事する職員は除く）。 2 所属長は、必要により、始業時刻及び終業時刻を変更することができる。ただし、宿直勤務に従事する職員の宿直勤務開始日及び宿直勤務終了日は、始業時刻及び終業時刻を変更することはできない。	始業の時刻及び終業の時刻は所属長が定める。

別表第2（第5条関係）

特例勤務職員の勤務時間等			
	交替制	日勤制	駐在制
勤務時間	1回の勤務に割り振る勤務時間を当番は15時間30分、日勤は7時間45分とし、3週間の勤務時間を116時間15分とする。	1 1回の勤務に割り振る勤務時間を7時間45分とし、4週間の勤務時間を155時間とする。 2 勤務時間は、4週間を超えない期間につき、1週間当たり38時間45分を超えてはならない。	1 1回の勤務に割り振る勤務時間を7時間45分とし、4週間の勤務時間を155時間とする。 2 4週間につき2回を限度とし、1回の勤務に割り振る勤務時間のうち、2時間を夜警らその他これに準ずる警察活動のため、当該勤務日の前日の午後6時から翌午前4時までの間に分割して割り振ることができる（ただし、週休日に割り振ることはできない）。 3 勤務時間は、4週間を超えない期間につき、1週間当たり38時間45分を超えてはならない。
休憩時間	当番は8時間30分（ただし、始業の時刻が午後となるときは4時間を下回らないものとする。）、日勤は1時間とし、その割振りは、所属長が定める。	1 時間とし、その割振りは、所属長が定める。	1 時間とし、その割振りは、所属長が定める。ただし、1日の勤務時間が6時間未満となるときは、休憩時間を割り振らないことができる。
週休日	3週間につき6日とし、その割振りは、所属長が定める。	4週間につき8日とし、その割振りは、所属長が定める。	4週間につき8日とし、その割振りは、所属長が定める。
備考	1 始業の時刻は午前8時30分とし、終業の時刻は、日勤は勤務時間始業の日の午後5時15分、当番は始業の日の翌日の午前8時30分とする。 2 所属長は、必要により、始業時刻及び終業時刻を変更することができる。 3 勤務の割振りは、当番、非番及び日勤又は当番、非番及び週休日が続り返される勤務を基準とする。	1 始業の時刻は午前8時30分とし、終業の時刻は午後5時15分とする。 2 所属長は、必要により、始業時刻及び終業時刻を変更することができる。 3 勤務の割振りは、当番、非番及び日勤又は当番、非番及び週休日が続り返される勤務を基準とする。	1 始業の時刻及び終業の時刻は所属長が定める。

**別表第3 (第6条関係)**

日勤制のうち宿直勤務に従事する職員及び一部日勤制の勤務に従事する職員の勤務時間の割振りの基準

1 宿直勤務開始日及び宿直勤務終了日の勤務時間の割振り

(1) 宿直勤務終了日が勤務日(休日を除く。以下同じ。)の場合

8:30	12:00	13:00	17:15	21:00	7:30	8:30	11:30
勤務 (3:30)	休憩	勤務 (4:15)	勤務(3:45) (宿直体制)	宿直勤務	勤務(1:00) (宿直体制)	勤務 (3:00)	

(2) 宿直勤務開始日が週休日又は休日、宿直勤務終了日が勤務日の場合

8:30	17:15	21:00	7:30	8:30	11:30
週休日又は休日		勤務(3:45) (宿直体制)	宿直勤務	勤務(1:00) (宿直体制)	勤務 (3:00)

(3) 宿直勤務終了日が週休日又は休日の場合

8:30	12:00	13:00	17:15	8:30
勤務 (3:30)	休憩	勤務 (4:15)	宿直勤務	週休日 又は休日

(4) 宿直勤務開始日及び宿直勤務終了日が週休日又は休日の場合

8:30	17:15	8:30
週休日又は休日	宿直勤務	週休日 又は休日

2 1以外の勤務時間の割振り

8:30	12:00	13:00	17:15
勤務 (3:30)	休憩	勤務 (4:15)	



